

議案第 77 号 令和 6 年度大津市一般会計補正予算（第 12 号）のうち、
環境部の所管する部分について

それでは、令和 7 年 2 月大津市予算関係議案のうち、予算説明書に沿って環境部の所管する部分の主な項目について説明いたします。

まず、歳入についてです。

50 ページをお願いします。

款 15 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 3 衛生使用料、節 2 清掃使用料のうち土地使用料は、道路拡幅工事に伴う資材置場用地として貸付けたことなどにより増額するものです。

54 ページをお願いします。

項 2 手数料、目 3 衛生手数料、節 2 清掃手数料のうち、廃棄物処理手数料はごみ処理施設への搬入量の減少に伴い減額するものです。一般廃棄物処理業許可申請手数料は年度内の申請件数の見込を踏まえて減額するものです。動物死体処理手数料、産業廃棄物処理業許可申請手数料及び自動車リサイクル法申請手数料は、いずれも決算見込を見据えて減額するものです。

62 ページをお願いします。

60 ページの下段から続いている目 3 衛生費国庫補助金のうち、節 2

清掃費国庫補助金、説明欄の循環型社会形成推進交付金については、北部クリーンセンターの旧施設解体撤去工事において、除却後敷地の安全性を確保するため、旧施設の基礎杭等を存置することを中心に、事業費の精算に伴い減額するものです。

70ページをお願いします。

款17県支出金、項2県補助金、中段の目3衛生費県補助金、節2清掃費県補助金の浄化槽設置費補助金は、補助件数等の確定見込みにより減額するものです。

76ページをお願いします。

款18財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入、節1不動産売払収入のうち、環境部不動産売払収入は、概案第71号の財産の処分に係る市有地の売払代金の確定見込みに伴い増額するものです。

下段に移りまして、款19寄附金、項1寄附金、目3衛生費寄附金のうち節1地球温暖化防止活動推進寄附金及び節2環境保全寄附金は、それぞれ市内事業者等からの寄附金等の収入見込みに伴い、増額の補正をするものです。

78ページをお願いします。

款20繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金、節5京滋バイパス大気環境監視施設管理基金繰入金、及び、節6新名神高速道路大気環境監視施設管理基金繰入金は、それぞれの施設管理費等への充当見込みを、節8公共

施設等整備基金繰入金は、衛生プラントの整備工事への充当見込みを踏まえて補正を行うものです。

84ページをお願いします。

83ページから続いている款22諸収入、項4雑入、目4雑入のうち、節4衛生費雑入の説明欄、6行目から9行目にかけての紙類売却代、牛乳パック売却代、かん・びん類売却代及び羽毛製品売却代は、いずれも再生利用事業者等への引渡しに伴う収入であり、決算見込を見据えてそれぞれ補正するものです。

86ページをお願いします。

節10その他雑入のうち、環境部その他雑入は、所管財産の使用者から徴収している光熱費等の共益費について決算を見据えた補正を行うものです。

引き続き、歳出について説明いたします。

132ページを お願いします。

前のページから続いている款4衛生費、項1保健衛生費、目7環境保全費、説明欄1の環境保全対策費は、環境保全事業の推進に要する経費並びに審議会及び委員会の運営費等について、説明欄2の環境保全市民啓発推進費は、琵琶湖市民清掃等市民の環境保全活動に対する支援及び環境情報システムの運営等に係る経費について、説明欄3の公害防止対策推進費は、水質、大気等の調査業務に係る経費について、説明欄4の環境企

画推進費は、環境基本計画に基づく関連事業費等についてそれぞれ精算するものです。

下段に移りまして、

項 2 清掃費、目 1 清掃総務費、説明欄 1 の清掃事業推進費は、廃棄物収集情報管理システム機器の賃借料の確定に伴う減額を中心とした補正です。

1 3 4 ページに移りまして、

目 2 産業廃棄物対策費、説明欄 1 の産業廃棄物対策費は、土砂埋立地等における水質調査業務費等の精算を中心に補正するものです。

目 3 ごみ減量推進費、説明欄 1 のごみ減量推進費は、土曜日のごみ収集の取りやめに係る市民周知に伴うリーフレットの全戸配布事業費の確定に伴う精算及びごみ集積所設置等補助金の減額等を中心に、決算見込を見据えて補正するものです。

目 4 じん芥処理費、説明欄 1 のじん芥処理推進費は、ごみの収集運搬委託費などの精算に伴い減額補正するものです。

1 3 6 ページをお願いします。

目 5 じん芥焼却場費、説明欄 1 の地区環境整備推進費は、ごみ処理施設の周辺地域の振興を目的とした事業補助の精算を中心に補正するもの、説明欄 2 の環境交流館管理運営費は、施設の管理運営経費を精算するもの、説明欄 3 のじん芥焼却場施設整備費は、北部クリーンセンター解体除

却に要する経費を中心に精算するものであり、説明欄 4 のじん芥焼却場管理運営費では、施設におけるごみ処理量の減少に伴い、ごみ量に応じて差し引かれる変動費用に減額が生じる見込みとなりましたため、今年度分の運営費用を増額しようとするものです。

目 6 不燃物処分費、説明欄 1 の地区環境整備推進費は、廃棄物最終処分場の周辺地域の振興を目的とした事業費の精算、及び最終処分場周辺河川等における水質調査費の精算等に伴う補正であり、説明欄 2 の不燃物処分場管理運営費は、最終処分場の管理運営費の精算に伴い、減額補正するものです。

目 7 し尿処理費、説明欄 1 のし尿処理対策費は、浄化槽設置補助件数等の確定見込みにより減額するものであり、説明欄 2 の衛生処理場管理運営費は、衛生プラントの整備工事費の精算を中心に減額補正するものです。

最後に繰越明許費補正についてご説明いたします。

お戻りいただきまして、6 ページをお願いいたします。

1 追加のうち、環境部の所管するものは、3 項目めにあります款 4 衛生費、項 2 清掃費の地区環境整備事業であり、伊香立上在地町における道路改良整備事業と連携して推進してきた市有地の整備工事については、道路事業に係る支障物件の移設に伴う関係者との協議調整等に不測の日数

を要し、年度内の完了が難しくなりましたが、切れ目なく事業を進める必要がありますことから、所要額の計上をお願いするものです。

以上、議案第 77 号 令和 6 年度大津市一般会計補正予算（第 12 号）のうち、環境部が所管する部分についての説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。